

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年 3 月 29 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 6 号

大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程

第 1 条 大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程（平成30年大阪広域水道企業団管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

大阪広域水道企業団処務規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 4 号）の改正規定について、次の表のように改正する。

改正後			改正前		
(出先機関の設置)			(出先機関の設置)		
第 2 条 (略)			第 2 条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
水質管理センター	(略)		水質管理センター	(略)	
泉南水道センター	泉南市樽井	泉南水道事業に係る区域			
四條畷水道センター	(略)	(略)	四條畷水道センター	(略)	(略)
阪南水道センター	阪南市鳥取	阪南水道事業に係る区域			
豊能水道センター	豊能郡豊能町東ときわ台一丁目	豊能水道事業に係る区域			
忠岡水道センター	泉北郡忠岡町忠岡東一丁目	忠岡水道事業に係る区域			
田尻水道センター	泉南郡田尻町嘉祥寺	田尻水道事業に係る区域			
岬水道センター	泉南郡岬町深日	岬水道事業に係る区域			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 (略) 水質管理センター (略) 泉南水道センター			3 (略) 水質管理センター (略)		

<u>総務課、工務課</u> 四條堰水道センター （略） <u>阪南水道センター</u> <u>総務課、工務課</u> （分掌） 第 3 条 （略） （略） 財務課 （1）—（7）（略） <u>（8）給水料金の総括に関すること。</u> <u>（9）</u> （略） （略） 2 （略） （略） 事業推進課 （1）（略） <u>（2）—（7）</u> （略） （略） 3 ・ 4 （略）	四條堰水道センター （略） （分掌） 第 3 条 （略） （略） 財務課 （1）—（7）（略） <u>（8）</u> （略） （略） 2 （略） （略） 事業推進課 （1）（略） <u>（2）給水料金の総括に関すること。</u> <u>（3）—（8）</u> （略） （略） 3 ・ 4 （略）
--	---

第 2 条 大阪広域水道企業団処務規程等の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 8 号）の改正規定について、次の表のように改正する。

改正後	改正前																						
（出先機関に置く職） 第 4 条 （略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>出先機関名</th><th>設置する職</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>水質管理センター</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>泉南水道センター</u></td><td><u>所長、課長</u></td></tr> <tr> <td>四條堰水道センター</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td><u>阪南水道センター</u></td><td><u>所長、課長</u></td></tr> <tr> <td><u>豊能水道センター</u></td><td><u>所長</u></td></tr> </tbody> </table>	出先機関名	設置する職	（略）	（略）	水質管理センター	（略）	<u>泉南水道センター</u>	<u>所長、課長</u>	四條堰水道センター	（略）	<u>阪南水道センター</u>	<u>所長、課長</u>	<u>豊能水道センター</u>	<u>所長</u>	（出先機関に置く職） 第 4 条 （略） <table border="1"> <thead> <tr> <th>出先機関名</th><th>設置する職</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>水質管理センター</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>四條堰水道センター</td><td>（略）</td></tr> </tbody> </table>	出先機関名	設置する職	（略）	（略）	水質管理センター	（略）	四條堰水道センター	（略）
出先機関名	設置する職																						
（略）	（略）																						
水質管理センター	（略）																						
<u>泉南水道センター</u>	<u>所長、課長</u>																						
四條堰水道センター	（略）																						
<u>阪南水道センター</u>	<u>所長、課長</u>																						
<u>豊能水道センター</u>	<u>所長</u>																						
出先機関名	設置する職																						
（略）	（略）																						
水質管理センター	（略）																						
四條堰水道センター	（略）																						

<table><tr><td>忠岡水道センター</td><td>所長</td></tr><tr><td>田尻水道センター</td><td>所長</td></tr><tr><td>岬水道センター</td><td>所長</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	忠岡水道センター	所長	田尻水道センター	所長	岬水道センター	所長	(略)	(略)	<table><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>			(略)	(略)
忠岡水道センター	所長												
田尻水道センター	所長												
岬水道センター	所長												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
2 (略)	2 (略)												

附 則
この規程は、公布の日から施行する。